

令和7年10月 教育委員会定例会 会議録

開催日時	令和7年10月21日（火）午後2時00分から		
開催場所	田原本町役場 理事者控室		
出席者	教育委員会 （教育長）大村泰弘 （委員）眞田和則 山田育弘 榊井歌世 事務局 森教育部長 森川教育総務課長 安倍教育総務課付課長 久保文化振興課長 山田教育総務課指導主事 中村教育総務課指導主事 奥谷教育総務課課長補佐 西嶋文化振興課課長補佐		
欠席者	岡本春江		
開催形態	公開（一部非公開）	傍聴者	1名
次第	報第11号	令和7年田原本町議会第1回臨時会の報告について	承認
	報第12号	田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会の答申について	承認
	議第21号	田原本町公民館管理運営規則の一部を改正する規則について	可決
	議第22号	田原本町立体育館管理運営に関する規則の一部を改正する規則について	可決
	議第23号	職員の指導上の措置について	可決

議事の内容

教育長

ただいまから10月の教育委員会定例会を開会いたします。

本日は委員5名のうち私含め4名の委員に出席頂いており、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条の会議の開催要件である過半数の出席がありますので、会議が成立することを宣言させていただきます。

まず、議事に入る前に皆様にお諮りしたいことがあります。田原本町教育委員会会議規則第6条に「教育長は、会議にはかつて他の事件を追加することができる。」とありますので、「報第12号」として、「田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会の答申について」を追加したいと思います。案件の追加に賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

全員賛成によりまして、「報第12号」を追加することといたします。

続きまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書きに「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」とありますので、私から発議をさせていただきます。また同条第8項には「発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。」とされていますので、採決をします。

議第23号の議案については人事に関する事件でございますので、非公開とすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成により、議第23号につきましては非公開とし、本日の最後にお諮りいただきます。

○報第11号 令和7年田原本町議会第1回臨時会の報告について

教育長

それでは報第11号について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

教育長

ご意見等ございませんか。

ないようですので、報第11号については以上といたします。

○報第12号 田原本町学校・幼稚園規模適正化検討委員会の答申について

教育長

続きまして報第12号について説明をお願いします。

(事務局説明)

眞田委員

具体的にどのような課題がありますか。

教育総務課長

中学校では、部活動の選択の幅が狭いこと、地域とのかかわりの少ないこと、教員数不足により教科担任制を維持できない等の課題が挙げられ、歴史的背景も考慮した結果、再度1校に統合することが最適であるという意見をいただきました。また、統合に至るまでに早い時期から保護者に情報共有を行う配慮が必要であるというご意見もいただきました。

眞田委員

時期と場所は決まっていますか。

教育総務課長

時期は未定ですが、まほろば小学校に統合した児童が中学校で離れることが無いようにしたいと考えています。場所については、既存施設を活用し田原本中学校を統合校とすることが望ましいとのご意見をいただきました。

眞田委員

幼稚園はどうですか。

教育総務課長

幼稚園については、各園の園児数の状況から認定こども園の需要が高いことがうかがえます。また、南幼稚園については、現在の園児数が5年前の北幼稚園と同じ人数となっていることから、時期は未定であっても統合を検討する必要があるという意見をいただきました。その際は、早期から保護者へ周知情報共有を行い、状況を踏まえた上で保護者が選択できるように配慮すべきという意見をいただきました。また、全国的な少子化の傾向を考慮し、将来的には認定こども園一本化にすることのご提案をいただきました。その際は、駐車場が十分に確保できる施設であり、また、財政状況も考慮し、既存施設の活用を検討すべきであるというご意見をいただきました。

眞田委員

最終的に1園ということもあると思うが、具体的な時期は考えていますか。

教育総務課長

少子化がすすんだ将来的な話になるため、今後の園児数の推移を見ながら検討いたします。

教育長

他にご意見等ございませんか。

ないようですので、報第12号については以上といたします。

○議第21号 田原本町公民館管理運営規則の一部を改正する規則について

教育長

続きまして議第21号について説明をお願いします。

(事務局説明)

眞田委員

利用者にとって大きな変化はないですか。

文化振興課長

今回の改正は「e古都なら」から「奈良スーパーアプリ」にシステムが変更したことに伴うものです。施設利用については現状と変わりません。

教育長

他にご質問等ございませんか。

それでは採決に移ります。議第21号に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めまして、議第21号を可決いたします。

○議第22号 田原本町立体育館管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

教育長

続きまして議第22号について説明をお願いします。

(事務局説明)

教育長

ご意見等ございませんか。

それでは採決に移ります。議第22号に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

教育長

全員賛成と認めまして、議第22号を可決いたします。

○その他

教育長

あと一つの案件は非公開ですので、先にその他案件で、委員の皆様から何かありますでしょうか。なければ事務局から連絡事項をお願いします。

(令和8年度幼稚園入園希望者数の報告について)

(弥生の里ホール管理運営規則及び要綱について)
(唐古・鍵考古学ミュージアムの企画展について)
(11月定例会の日程について)

○議第23号 職員の指導上の措置について

教育長

それでは冒頭にお諮りさせていただきましたように、ただいまからは非公開となります。

【非公開】

教育長

以上で議事は終了いたしました。これをもちまして、10月の教育委員会定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後2時51分 閉会

田原本町教育委員会
教育長 大村 泰弘